

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第26号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表企業誘致課の項中「分譲推進班」を削る。

第5条第35号を次のように改める。

(35) 削除

第6条の3中「青野運動公苑」を削る。

第13条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第21条中

職名	職務
浄水場長	所長の職務を補佐する。
副所長	所長の職務を補佐し、当該地域機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
所長補佐	上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
課長	上司の命を受け、担当事務を掌理し、又は処理する。
水道事務専門員	上司の命を受け、水道事務に関する事務その他の担当事務を処理する。
水道技術専門員	上司の命を受け、水道技術に関する事務その他の担当事務を処理する。
地域整備専門員	上司の命を受け、地域整備に関する事務その他の担当事務を処理する。
まちづくり推進専門員	上司の命を受け、まちづくりに関する事務その他の担当事務を処理する。
付	上司の命を受け、担当事務を処理する。
課長補佐	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
主査	上司の命を受け、上司の主として困難の度が高い職務を補佐する。
主任	上司の命を受け、上司の職務を補佐する。
副主任	担当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	定型的な事務を処理する。

を

職名	職務
副所長	所長の職務を補佐し、当該地域機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
所長補佐	上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
課長	上司の命を受け、担当事務を掌理し、又は処理する。
水道事務専門員	上司の命を受け、水道事務に関する事務その他の担当事務を処理する。
水道技術専門員	上司の命を受け、水道技術に関する事務その他の担当事務を処理する。
地域整備専門員	上司の命を受け、地域整備に関する事務その他の担当事務を処理する。
まちづくり推進専門員	上司の命を受け、まちづくりに関する事務その他の担当事務を処理する。
付	上司の命を受け、担任事務を処理する。
課長補佐	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
主査	上司の命を受け、上司の主として困難の度が高い職務を補佐する。
主任	上司の命を受け、上司の職務を補佐する。
副主任	担当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	定型的な事務を処理する。

に改める。

(企業庁会計規程の一部改正)

第2条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「各公営企業ごと」を「公営企業ごと」に改める。

第45条第13項の次に次の1項を加える。

(14) 指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。)に交付する当該支出に必要な資金

第130条中「自治法第243条の2の2」を「自治法第243条の2の9」に改める。

第131条の2中「自治法第243条の2の2」を「自治法第243条の2の9」に改める。

第132条「(画己検査)」を「(自己検査)」に改める。

別表第9(第42条関係)17中「締結をする」を「締結する」に改める。

別表第10(第42条関係)5(i)中「各年度ごと」を「年度ごと」に改める。

(地方公営企業法の規定による兵庫県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定の一部改正)

第3条 地方公営企業法の規定による兵庫県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定(昭和44年11月1日企業局告示第3号)の一部を次のように改正する。

2 収納取扱金融機関

事業名	指定した者	備考
兵庫県工業用水道事業	株式会社 りそな銀行	(取扱店)
兵庫県地域整備事業	株式会社 みなと銀行	神戸支店
兵庫県水道用水供給事業		
兵庫県企業資産運用事業		
兵庫県地域創生整備事業		

を

事業名	指定した者	備考
兵庫県工業用水道事業 兵庫県地域整備事業 兵庫県水道用水供給事業 兵庫県企業資産運用事業 兵庫県地域創生整備事業	株式会社 みなと銀行	

に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第4条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年11月13日企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

別表(第3条関係)

会長	副会長	委員
公営企業管理者	企業庁長 次長	総務課長 総務課事業戦略官 水道課長 地域整備振興課長 地域整備振興課開発調整官

を

会長	副会長	委員
公営企業管理者	企業庁長 次長	総務課長 総務課事業戦略官 水道課長 水道課企画調整官 地域整備振興課長 地域整備振興課開発調整官

に改める。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第5条 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年4月1日企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4(第56条関係)

公営企業名	区分名
工業用水道事業	揖保川第1、揖保川第2、市川、加古川
地域整備事業	尼崎臨海、鳴尾、西宮、芦屋浜、潮芦屋、二見、播磨浜、網干、志筑、生穂、佐野、播磨科学公園都市、ひょうご情報公園都市、淡路島国際公園都市、神戸三田国際公園都市、青野運動公苑、一般事務用
水道用水供給事業	多田系、神出系、三田系、中西条系、船津系
企業資産運用事業	事業用、一般用
地域創生整備事業	ひょうご小野産業団地、神戸・鈴蘭台西、神戸・三宮東、ひょうご情報公園都市第2期

を

公営企業名	区分名
工業用水道事業	揖保川第1、揖保川第2、市川、加古川
地域整備事業	尼崎臨海、鳴尾、西宮、芦屋浜、潮芦屋、二見、播磨浜、網干、志筑、生穂、佐野、播磨科学公園都市、ひょうご情報公園都市、淡路島国際公園都市、神戸三田国際公園都市、一般事務用
水道用水供給事業	多田系、神出系、三田系、中西条系、船津系
企業資産運用事業	事業用、一般用
地域創生整備事業	ひょうご小野産業団地、神戸・鈴蘭台西、神戸・三宮東、ひょうご情報公園都市第2期

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。